

乳児用食品の表示基準に関するQ & A

目次

(全般的事項、経緯等)

- 問1 なぜ、乳児用食品の表示基準を設けることとしたのですか。
- 問2 本表示基準の対象となる乳児用食品について、その対象となる乳児の年齢は何歳ですか。
- 問3 乳児用食品の表示基準はどのような内容ですか。

(「乳児用規格適用食品」である旨の表示について)

- 問4 「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文言で表示することが可能ですか。
- 問5 「乳児用規格適用食品」の文言について、「適用」の代わりに「適合」を使用してもよいですか。
- 問6 「乳児用規格適用食品」と表示する場合に、文字の大きさ等の決まりはありますか。
- 問7 対象年齢を1歳以上としている商品でも、同時に「ベビーフード」と表記してある場合、「乳児用規格適用食品」の表示は必要ですか。
- 問8 「離乳食を始めたら」という表示をしている食品は、「乳児用規格適用食品」に該当しますか。
- 問9 業務用製品についても、「乳児用規格適用食品」の表示が必要ですか。

(省略規定について)

- 問10 今回省略規定を設けることにしたのはなぜですか。
- 問11 省略規定が適用される食品を具体的に教えてください。
- 問12 「〇か月頃から」などの対象月齢表示をしていても省略規定の対象とならないのですか。

(紛らわしい表示の禁止規定について)

- 問13 紛らわしい表示の禁止規定を設けたのはなぜですか。
- 問14 どのような表示をすると、紛らわしい表示の禁止規定に該当してくるのですか。

(その他)

- 問 1 5 12 か月齢以上の年齢をターゲットにしている食品について、乳児用規格適用食品と同等の管理をしている場合、任意にその旨を表示することは可能ですか。
- 問 1 6 乳児向けの飲料で、ほうじ茶や玄米茶などは、規格基準の「飲料水」(基準値 10 ベクレル/kg) のカテゴリーに該当しますが、これらの飲料について、任意に「飲料水の規格基準が適用される食品です。」等と表示することは可能ですか。
- 問 1 7 牛乳については、1 歳未満の乳児に与えることを念頭において販売する場合、乳児用規格適用食品と表示することはできますか。

(全般的事項、経緯等)

問1 なぜ、乳児用食品の表示基準を設けることとしたのですか。

(答)

- 1 平成24年4月1日から施行された食品中の放射性物質の新基準値(規格基準：厚生労働省策定)では、乳児用食品(乳児(1歳未満)の飲食に供することを目的として販売するもの。)に一般食品より低い基準値が適用されているところです(一般食品：100ベクレル/kg。乳児用食品：50ベクレル/kg)。
- 2 しかしながら、当該乳児用食品については、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されます。
- 3 このことから、消費者が食品を購入する際にその食品が「乳児用食品」又は「一般食品」のいずれの基準が適用されるものであるかを判別した上で商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を策定することとしたものです。

問2 本表示基準の対象となる乳児用食品について、その対象となる乳児の年齢は何歳ですか。

(答)

- 1 本表示基準の対象となる乳児用食品の範囲は、規格基準において規定された「乳児用食品」の対象である食品と同じです。
- 2 したがって、本表示基準の「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢についても、児童福祉法等に準じて「1歳未満」がその対象となります。

問3 乳児用食品の表示基準はどのような内容ですか。

(答)

乳児用食品の表示基準の内容は、以下のとおりです。

- 1 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示(表示基準府令第1条第2項第45号関係)
乳児用食品の規格基準が適用される食品(以下「乳児用規格適用食品」という。)にあつては、乳児用規格適用食品である旨を表示することとしたこと。

2 省略規定（表示基準府令第 20 条関係）

乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができることとしたこと。

3 紛らわしい表示の禁止規定（表示基準府令第 1 条第 8 項関係）

乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととしたこと。

（「乳児用規格適用食品」である旨の表示について）

問 4 「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文言で表示することが可能ですか。

（答）

- 1 「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとしますが、以下の表示例も可能です。

（表示例）

- ・ 乳児用規格適用食品
- ・ 本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。
- ・ 乳児用食品の規格基準が適用される食品です。
- ・ 本品は乳児用規格適用食品です。
- ・ 乳児用規格適用食品です。
- ・ 乳児用規格適用

- 2 なお、「乳児用規格食品」や「乳児用規格」などのように、「適用」という文言が入っていないものは表示できません。（問 5 参照）

問 5 「乳児用規格適用食品」の文言について、「適用」の代わりに「適合」を使用してもよいですか。

（答）

- 1 「乳児用規格適用食品」について、「適用」の代わりに「適合」の文言を使用することはできません。
- 2 「適用」というのは、今回厚生労働省が策定した乳児用食品の規格基準のカテゴリーに含まれる食品であることを示しているものとして使用している

文言ですが、販売される個々の商品の一つ一つを個別に検査することを想定しているものではありません。

- 仮に、「適用」の代わりに「適合」としてしまうと、消費者に対して、販売される個々の商品の一つ一つを個別に検査して表示しているとの誤解を与えてしまうおそれがありますので、「適合」とすることはできません。

問6 「乳児用規格適用食品」と表示する場合に、文字の大きさ等の決まりはありますか。

(答)

- 「乳児用規格適用食品」等と表示する場合の文字の大きさについては、食品衛生法に基づく他の表示と同様に原則的には8ポイント以上の大きさが望ましいと考えています。

※ なお、表示可能面積が概ね150cm²以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの統一のとれた文字でも可としている(昭和44年8月18日付け環食第8832号)。

- 表示を行う事業者の皆様におかれては、個々の商品の表示レイアウト等も踏まえて、消費者に十分に見やすい位置、大きさ、色により表示するよう心がけてください。

問7 対象年齢を1歳以上としている商品でも、同時に「ベビーフード」と表記してある場合、「乳児用規格適用食品」の表示は必要ですか。

(答)

- 「ベビー」という言葉・用語を「小さい」ことを示す意味ではなく、「赤ちゃん」を示す言葉・用語として使用する場合、そこでいう「ベビー」は乳児にも好適である旨の表示に該当します。
- したがって、この場合、「ベビーフード」や「ベビー飲料」などとして表記している食品は、たとえ対象年齢を1歳以上としていたとしても、乳児にも好適である旨の表示がなされているとみなすことから、「乳児用規格適用食品」の表示が必要になります。

問8 「離乳食を始めたら」という表示をしている食品は、「乳児用規格適用食品」に該当しますか。

(答)

- 離乳食は、社会通念上、1歳未満の乳児にも与えるものと考えられること

から、「離乳食を始めたら」という表示は乳児にも好適である旨の表示に該当します。

- 2 したがって、「離乳食を始めたら」という表示をしている食品は、「乳児用規格適用食品」に該当します。
- 3 なお、同様な観点から、上記以外に「赤ちゃんのために」、「赤ちゃん用」、「離乳食に適した」、「ベビーフードの素材として」なども乳児にも好適である旨の表示に該当します。

問9 業務用製品についても、「乳児用規格適用食品」の表示が必要ですか。

(答)

- 1 食品衛生法の表示においては、業務用であっても原則的には同法第19条に基づき規定された表示事項を製品に表示することとなります。
- 2 したがって、業務用製品であっても、乳児用食品にあつては、「乳児用規格適用食品」の表示が必要です。

(省略規定について)

問10 今回省略規定を設けることにしたのはなぜですか。

(答)

- 1 今回、乳児用食品に係る表示基準策定の目的は、乳児用規格適用食品と、一般食品の規格基準が適用される食品との別を明確にして、公衆衛生の見地から、消費者が食品の内容を理解し、選択することができる機会を確保することにあります。
- 2 したがって、消費者が、乳児用食品であることを容易に判別できるものについては、本表示基準に基づく乳児用規格適用食品の表示は不要であるとの考えから本省略規定を設けたものです。

問11 省略規定が適用される食品を具体的に教えてください。

(答)

- ・ 本省略規定は、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品の表示を省略できることとしたものですが、本省略規定の対象となる食品は、以下に示す、いわゆる「粉ミルク」のみです。
 - ① （健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の）乳児用調製粉乳
 - ② （健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち）アレルギー除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児（1 歳未満）を対象としたいわゆる粉ミルク
 - ③ （乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条第 37 項に規定する）調製粉乳

問 1 2 「〇か月頃から」などの対象月齢表示をしていても省略規定の対象とならないのですか。

（答）

- ・ 「〇か月頃から」などの対象月齢表示が付されている食品については、その表示だけでは、必ずしも当該食品が乳児用食品であるということが多くの消費者には伝わらないため、本省略規定の対象とすることは適当ではありません。（例：「12 か月頃から」や「1 歳頃から」などの表記は、それが規格基準上の乳児用食品のカテゴリーに含まれる食品であるかどうか、消費者が直ちには判別することは困難と思われる。）

（紛らわしい表示の禁止規定について）

問 1 3 紛らわしい表示の禁止規定を設けたのはなぜですか。

（答）

- ・ 消費者が商品を選択する際に、乳児用規格適用食品でないものを乳児用規格適用食品であると誤認することを防止する必要があることから、乳児用規格適用食品でない食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付したり、これと紛らわしい表示を付することを禁止する規定を設けることとしたものです。

問 1 4 どのような表示をすると、紛らわしい表示の禁止規定に該当してくるのですか。

（答）

1 乳児用規格適用食品と紛らわしい表示の例としては、以下のような表示が該当します。

乳児用規格の対象でない食品に

- ・「乳幼児用規格適用食品」
- ・「乳児用規格適合食品」

などの表示をすること。

2 なお、例えば、「ベビー〇〇〇」（当該食品が「小さい」という趣旨で「ベビー」という用語を使用している場合。）や「こども〇〇〇」等の表記が付された食品であっても、対象年齢が1歳以上であることが社会通念上明らかな食品については、この表記のみをもって、直ちに乳児用規格適用食品と紛らわしい表示とみなされること（＝紛らわしい表示の禁止規定に該当すること）はありません。

（その他）

問15 12か月齢以上の年齢をターゲットにしている食品について、乳児用規格適用食品と同等の管理をしている場合、任意にその旨を表示することは可能ですか。

（答）

1 12か月齢以上の年齢をターゲットにしている食品について、乳児用規格適用食品と同等の管理をしている場合には、任意にその旨を表示することは可能です。その場合の表示例は以下のとおりです。

（表示例）

- ・ 「（本品は）乳児用規格適用食品と同等の管理をしています。」
- ・ 「乳児用規格適用食品と同等の管理」
- ・ 「乳児用食品と同等の管理」

2 なお、「乳児用規格準拠食品」や「本品は乳児用食品に準じた食品です。」等の表記は、何に準じているかが不明であるため、このような表記は認められません。

問16 乳児向けの飲料で、ほうじ茶や玄米茶などは、規格基準の「飲料水」（基準値 10 ベクレル/kg）のカテゴリーに該当しますが、これらの飲料について、任意に「飲料水の規格基準が適用される食品です。」等と表示することは可能ですか。

(答)

- 1 乳児向けの飲料でも、ほうじ茶や玄米茶などは、規格基準の「飲料水」(基準値 10 ベクレル/kg) のカテゴリーに該当します。
- 2 したがって、これらの飲料水は乳児用食品のカテゴリーに該当する食品ではありませんので、「乳児用規格適用食品」と表示することはできませんが、任意に「飲料水の規格基準が適用される食品です。」等の表示を行うことは、事実在即した表示であれば可能です。
- 3 なお、規格基準における「飲料水」(基準値 10 ベクレル/kg) と「乳児用食品」(基準値 50 ベクレル/kg) とでは、飲料水の基準値の方が乳児用食品の基準値よりも低く設定されていることから、乳児向けの飲料でもほうじ茶や玄米茶などに「(本品は) 乳児用規格適用食品と同等の管理をしています。」や「乳児用食品と同等の管理」等の表示をすることはできません。

問 17 牛乳については、1 歳未満の乳児に与えることを念頭において販売する場合、乳児用規格適用食品と表示することはできますか。

(答)

- 1 規格基準における「牛乳」(基準値 50 ベクレル/kg) と「乳児用食品」(基準値 50 ベクレル/kg) は別のカテゴリーであり、牛乳については、「牛乳」(基準値 50 ベクレル/kg) のカテゴリーに該当します。
※ 規格基準の「牛乳」(基準値 50 ベクレル/kg) のカテゴリーには、乳等省令第 2 条第 1 項に規定する「乳」及び同条第 40 項に規定する「乳飲料」が含まれます。
(乳等省令=乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号))
- 2 したがって、牛乳は、乳児用食品のカテゴリーに該当する食品ではありませんので、「乳児用規格適用食品」と表示することはできません。